

# 剣道試合規則・審判規則改正に関する一考察

榊 康 守

## 1. 緒言

全日本剣道連盟は、昭和27年10月の結成にともない、試合規則、審判規則を翌28年3月1日に制定、施行している。その後、29年、30年、31年、33年、35年、38年、44年、54年と改正増補を経てきた。そうした中で、とくに現行の昭和54年改正の規則は、連盟創立以来の大改正とも目されるべきものであった。

当初、試合者も審判者も不慣れなため、一部見苦しい試合や審判の展開も見受けられたが、その後大会を重ねるたびに、徐々にその展開は潤滑さを増し、新規則の定着ぶりを見るに至っている。

しかしながら、改正によりすべての問題が解消されたわけではなく、逆に新たな問題も出てきていると考えられる。そのことは、昭和56年4月、翌57年4月に全日本剣道連盟がうち出した、剣道試合規則、審判規則の統一解釈の通達第一号、第二号を見てもうかがえる。

そこで、本研究では、全日本剣道連盟の有段者の剣道試合規則・審判規則改正（昭和54年施行）に関する意識調査をもとに、その問題的傾向を探り、今後どのような方向で臨むべきか、若干の考察を試みるのが目的である。

## 2. 研究方法

調査時期：昭和57年8月～9月

調査対象：山口県下剣道有段者、16才～71才まで 102名。

内訳については第①表を参照。

調査内容と方法：質問紙法による調査である。調査事項は、改正項目の中で問題点があると考えられる項目（判定基準、打突部位、引き揚げ、場外反則、つばぜり合い）に関するものと改正全体に関するもので、その問題点のサンプルに対する意識を五段階法により調査した。また、記述式により、その他の問題点と問題点に対する改良法もあわせて調査

---

1) 全剣連三十年記念史編集委員会『全日本剣道連盟三十年史』1982、66ページ。

第①表 調査対象者の内訳

項目 段位	人 数	平均年齢	平均経 験年数
7 段以上	10	58	43
6 段	12	43	26
5 段	21	35	17
4 段	20	27	11
3 段以下	39	21	9
全 体	102	37	21

し、かつ、上記改正五項目に関する賛否の立場も五段階法で調査した。

結果の処理：質問紙にあげた問題点は、年齢、経験年数、修業の度合、あるいは、試合者として、審判者として、両者として、それらの多くなり得る立場において、その受け留め方にも差異が生ずるものと考えられ、これらの要素を比較的、総合的に含んでいるところの段位を区別（7段以上・6段・5段・4段・3段以下）し、集計を試みた。また、部分的に欠落のある回答であっても、できるだけ活用する方針で集計処理した。したがって無記または不明の回答箇所も少なからず認められたが、サンプルの決定時点から予想されたことであり、主題の解明に支障はないと考え、項目によってはこれらを除外して、分析するという便法によった。なお、質問(1)のその他の問題点の指摘については、記述式ということもあり、全体的に10%以下という低い回答率であった。その内容も、問題点のサンプルに回答した理由であったり、サンプルと同内容の問題点であったり、試合者、審判者への願望であったりして、質問意図から離れた回答が多かったため、その解析は割愛する。また、質問(2)の問題点の改良法についても、各改正項目において6%以下の低い回答率となり、上記と同じ理由で割愛することにした。したがって、本研究では、問題点のサンプルに対しての結果と、改正賛否の結果にもとづく考察となった。

### 3. 結果と考察

#### (1) 判定基準

第②表は、判定基準（ア. 姿勢 イ. 態度 ウ. 反則）を定めたという改正<sup>2)</sup>について

2) 全日本剣道連盟試合規則第19条3号、審判規則第5条8号。

示したものである。問題点サンプル「有効打突の判定と同時に基準となる3項目の判定を

第②表 判定基準について

質問 (1)	段位別	回答数 〔人〕	大いに 思う	ややそ う思う	ふつう	あまり 思わない	全く思 わない
1. 有効打突の判定と同時に基準となる3項目の判定を確実にすることは難しい。	7段以上	10(10)	3	2	1	1	3
	6段	12(12)	2	4	2	3	1
	5段	21(21)	2	8	6	4	1
	4段	20(20)	1	12	4	3	0
	3段以下	39(38)	10	18	8	3	0
全体	102(100)	18(18)	44(43)	21(21)	14(14)	5(5)	
2. 判定を確実にできる審判員が一つの大会に集まりにくい。	7段以上	10(10)	3	3	2	1	1
	6段	12(12)	7	1	4	0	0
	5段	21(21)	7	7	5	2	0
	4段	20(20)	0	11	6	3	0
	3段以下	39(38)	11	18	3	7	0
全体	102(100)	28(27)	40(39)	20(20)	13(13)	1(1)	
3. 技術的な基準が入っていないので、有効打突に近い技で大いにまさっていても負けることがある	7段以上	10(10)	3	3	2	1	1
	6段	12(12)	3	3	2	3	1
	5段	21(21)	3	7	3	7	1
	4段	20(20)	0	10	4	6	0
	3段以下	38(38)	8	14	10	6	0
全体	101(100)	17(17)	37(37)	21(21)	23(23)	3(3)	
4. 実際、活用している大会は少ない。	7段以上	10(10)	3	2	4	0	1
	6段	12(12)	8	0	2	1	1
	5段	21(21)	6	3	7	5	0
	4段	20(20)	4	1	8	7	0
	3段以下	39(38)	10	6	12	10	1
全体	102(100)	31(30)	12(12)	33(32)	23(23)	3(3)	
問題点サンプル全体		407(100)	94(23)	133(33)	95(23)	73(18)	12(3)
質問 (3)	段位別	回答数 〔人〕	反対	どちらか といえは 反対	どちらと いえな い	どちらかとい えば賛成	賛成
この改正に賛成の立場か反対の立場か答えてください。	7段以上	10(11)	0	3	1	3	3
	6段	12(13)	3	2	4	3	0
	5段	19(20)	3	3	8	5	0
	4段	18(19)	1	2	8	5	2
	3段以下	34(37)	0	1	20	7	6
全体	93(100)	7(8)	11(12)	14(44)	23(25)	11(12)	

( ) は%を示し、小数第1位四捨五入

確実にすることは難しい。」についてみると、全体では、問題あり<sup>3)</sup>と回答した者が

3) 大いに思う、ややそう思う。以下、問題ありについては、これを指す。

問題なし<sup>4)</sup>と回答した者より多い。段位別においてもすべての段位において、問題ありと回答した者の方が多い。だが、その割合が高段になるにつれて減少していることは注目すべき点である。問題点サンプル「判定を確実にできる審判員が一つの大会に集まりにくい。」では、全体においてもすべての段位においても問題ありと回答した者の方が多く、その割合<sup>5)</sup>も平均して高い。問題点サンプル「技術的な基準が入ってないので、有効打突に近い技で大いにまさっていても負けることがある。」についても、全体、段位別すべてにおいて問題ありと回答した者の方が多い。ここで、段位別の割合をみると、3段以下、7段以上、4段、6段、5段の順で高い。このことは、試合者に多くなり得る立場、審判者に多くなり得る立場の両極端よりも、比較的その両者に多くなり得る立場の者が、問題ありと考える程度が低いともいえるであろう。問題点サンプル「実際、活用している大会は少ない。」では、全体において問題ありと回答した者の方が多く、段位別では、4段を除く各段で問題ありと回答した者が多い。4段では、問題なしと回答した者の方が多かったのであるが、それ以上に、どちらともいえないと回答した者の方が多い。このように、4つの問題点のサンプル全体をみると、この改正について問題点ありの傾向(2.7倍<sup>6)</sup>)が強いのに反し、改正の賛否になると、賛成の立場の者<sup>7)</sup>が、反対の立場の者<sup>8)</sup>より多い結果(1.9倍)を得た。ただし、賛否を示す者よりどちらともいえないと回答した者が多いのであるが、いずれにしてもこのことは大いに注目すべき点であろう。段位別にみると、5段、6段においては近差で反対の立場の者が多いが、7段以上、4段、3段以下において賛成の立場の者が多くなっている。とくに3段以下においては圧倒的に賛成の立場の者が多く、問題点で示す3段以下の結果とは極端な相違となっている。そのことととくに、任意的に3段の者数名に問を投げかけてみたところ、問題点はあっても施行におよび妥協的であるという答えが少なからずはね返ってきた。このことは、3段以下の賛成の中に多少なりとも妥協的な意味合いが含まれていると推測できそうである。

以上の集計結果をふまえた上で判定基準の改正を考えてみると、判定制度そのものの価

- 
- 4) 全く思わない、あまり思わない。以下、問題なしについては、これを指す。
  - 5) 問題ありと回答した者と問題なしと回答した者との比率。以下、割合についてはこれを指す。
  - 6) 問題ありと回答した者と問題なしと回答した者との対比。以下、これを指す。
  - 7) 賛成およびどちらかといえば賛成。以下、賛成の立場についてはこれを指す。
  - 8) 反対およびどちらかといえば反対。以下、反対の立場についてはこれを指す。

値観は認められるにしても、それを取り扱う方法的なことを今以上に的確なものとしてとらえなければ、その需用性において、日の目を見ない改正に終るおそれがあるといえよう。

(2) 打突部位

第③表は、突部に上段および二刀に対しては、胸部を加えたという打突部位の改正<sup>9)</sup>について示したものである。これについては、3つの問題点サンプルすべてに対し、問題な

第③表 打突部位の改正について

質問 (1)	段位別	回答数 (人)	大いに 思う	ややそ う思う	ふつう	あまり 思わない	全く思 わない
1. 上段、二刀が 有利というこ とはないのに かえて試合 条件が不均衡 となった。	7段以上	8(8)	1	1	2	3	1
	6段	12(12)	2	2	1	5	2
	5段	21(21)	4	3	3	7	4
	4段	20(20)	0	2	7	10	1
	3段以下	39(39)	2	7	13	15	2
	全 体	100(100)	9(9)	15(15)	26(26)	40(40)	10(10)
2. むしろ真剣勝 負の建前から いえば公平で ない。	7段以上	8(8)	1	1	2	2	2
	6段	12(12)	1	1	4	3	3
	5段	21(21)	3	0	3	10	5
	4段	20(20)	0	4	10	4	2
	3段以下	39(39)	1	6	18	12	2
	全 体	100(100)	6(6)	12(12)	37(37)	31(31)	14(14)
3. 中段と上段の 構えの変化時 をどこで判断 するのか、は っきりしな い。	7段以上	8(8)	1	1	2	3	1
	6段	12(12)	0	2	3	6	1
	5段	21(21)	2	2	5	8	4
	4段	20(20)	0	4	9	6	1
	3段以下	39(39)	1	9	18	9	2
	全 体	100(100)	4(4)	18(18)	37(37)	32(32)	9(9)
問題点サンプル全体	300(100)	19(6)	45(15)	100(33)	103(34)	33(11)	
質問 (3)	段位別	回答数 (人)	反 対	どちらか といえれば 反 対	どちらと もいえな い	どちらかとい えれば賛 成	賛 成
この改正に賛成の 立場か反対の立場 か教えてください。	7段以上	8(8)	1	2	0	3	2
	6段	12(12)	2	1	4	2	3
	5段	21(21)	4	1	6	6	4
	4段	19(19)	1	2	10	4	2
	3段以下	39(39)	0	3	24	6	6
	全 体	99(100)	8(8)	9(9)	44(44)	21(21)	17(17)

( ) は%を示し、小数第1位四捨五入

9) 全日本剣道連盟試合規則第16条4号。

しと回答した者が問題ありと回答した者より多い。段位別にみても、すべての問題点のサンプルに対し、全段位において問題なしと回答した者の方が多い。したがって、3つの問題点のサンプル全体をみると、この改正については問題点なしの傾向（2.1倍）が強い。また、改正の賛否についても賛成の立場の者が反対の立場の者より多い結果（2.2倍）を得た。段位別においても全段位について賛成の立場の者が多い。この改正について以上のような集計結果を得たのであるが、その改正理由を考えると、「上段および二刀は、小手を打ち難くする等で、試合上有利とされているが、その反面、胸部を露出して、真剣勝負の建前からいえば大変な危険を冒すわけで、そのことを含み、試合条件の均衡をはかるため胸部を認めた。<sup>10)</sup>」という理由が表面的とするならば、「剣道は、中段の構えが基礎であり、基礎が不十分であるのに試合に有利であるという理由で、上段・片手打ちをするものが多くなった。剣道の理念からみても、中段で鍛練することが望ましい。<sup>10)</sup>」という、むしろ裏面的な理由をしっかりと受け止め修養しなければ、その目的は十分に達せられないといえるであろう。

### (3) 引き揚げ

第④表は、有効打突における残心を重視し、見苦しい引き揚げは有効としないという改正<sup>11)</sup>について示したものである。問題点サンプル「若年層の試合ではよく行われるが、高令者の試合ではあまり行われていない。」についてみると、全体では問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別では、4段が近差で問題なしと回答した者が多い他は各段とも問題ありと回答した者が多い。とくに7段以上、6段の高段者において高い割合で問題ありの回答が多い点は注目される場所である。問題点サンプル「残心が形式的になっている。」、「審判の判断に差がある。」、「余勢場外か否かは、年令個人差により違いがあり、判定に確実さが欠けやすい。」の3題については、全体で、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別にみても、3つの問題点のサンプルに対し、全段位において問題ありと回答した者が多い。以上の4つの問題点のサンプル全体をみると、この改正について問題点ありの傾向（2.1倍）が強いのに反し、改

10) 全日本剣道連盟剣道試合規則・同審判規則の改正要点解説。

11) 全日本剣道連盟試合規則第17条3項、審判規則第5条3号・9のオ・10号のウ、通達第一号1。

第④表 引き揚げについて

質問 (1)	段位別	回答数 (人)	大いに 思う	ややそ う思う	ふつう	あまり 思わない	全く思 わない
1. 若年層の試合ではよく行われるが、高令者の試合ではあまり行われていない。	7段以上	8(8)	2	4	1	0	1
	6段	12(12)	1	7	3	1	0
	5段	21(21)	4	6	4	6	1
	4段	20(20)	1	3	11	5	0
	3段以下	39(39)	3	10	17	8	1
全体	100(100)	11(11)	30(30)	36(36)	20(20)	3(3)	
2. 残心が形式的になっている。	7段以上	8(8)	2	2	3	1	0
	6段	12(12)	0	10	1	0	1
	5段	21(21)	4	7	3	6	1
	4段	20(20)	1	8	4	7	0
	3段以下	39(39)	2	14	15	5	3
全体	100(100)	9(9)	41(41)	26(26)	19(19)	5(5)	
3. 審判の判断に差がある。	7段以上	8(8)	1	4	2	1	0
	6段	11(11)	2	7	1	1	0
	5段	20(20)	6	8	1	5	0
	4段	20(20)	1	9	1	8	1
	3段以下	39(40)	7	16	4	7	5
全体	98(100)	17(17)	44(45)	9(9)	22(22)	6(6)	
4. 余勢場外が否かは、年令、個人差により違いがあり、判定に確実さが欠けやすい。	7段以上	8(8)	3	2	1	1	1
	6段	12(12)	2	7	0	3	0
	5段	21(21)	9	7	3	2	0
	4段	20(20)	2	7	4	6	1
	3段以下	39(39)	5	18	5	10	1
全体	100(100)	21(21)	41(41)	13(13)	22(22)	3(3)	
問題点サンプル全体	398(100)	58(15)	156(39)	84(21)	83(21)	17(4)	
質問 (3)	段位別	回答数 (人)	反対	どちらか といえは 反対	どちらと もいえな い	どちらかとい えは賛成	賛成
この改正に賛成の立場か反対の立場か答えてください。	7段以上	8(8)	0	1	2	1	4
	6段	12(12)	1	2	4	3	2
	5段	21(21)	3	3	4	7	4
	4段	18(18)	1	3	7	5	2
	3段以下	39(40)	0	3	23	7	6
全体	98(100)	5(5)	12(12)	40(41)	23(23)	18(18)	

( ) は劣を示し、小数第1位四捨五入

正の賛否になると、賛成の立場の者が反対の立場の者より多い結果 (2.4倍) を得た。段位別においても全段位について賛成の立場の者が多い。

以上の集計結果をふまえた上でこの改正を考えると、残心そのものの重要性は大い

に認められるところであるが、その取り扱い方が問題となっている。試合者に残心の重要性を認識させる意味では大いに前進的な改正に違いないのであるが、そのことを試合の中に駆使させようとする、残心の判断材料が見苦しい引き揚げという形に映し出される身構えの部分になりやすい。しかし、これはあくまで残心の片面的なとらえ方であり形式的な残心につながるおそれがある。また、内面的な判断まで入ってくると判定に確実さを欠き誤審につながる危険性を含むこととなり、残心の持つ両面を考えると、これを扱う方法的なことにもおのずと限界があるように思える。このように考えてくると、試合上での重要視もさることながら平素の稽古の場で、指導者が、より以上に重要視した指導を行うことが強く望まれるところであろう。

#### (4) 場外反則

第⑥表は、場外反則の内容を、追い込まれ、又は引き揚げて場外に出た場合を反則とするという改正<sup>12)</sup>について示したものである。問題点サンプル「反則の基準に個人差がある。」についてみると、全体では問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別においては、7段以上で近差で問題なしと回答する者が多い他は、各段について問題ありと回答した者が多い。問題点サンプル「正しい体あたりで場外へ出ても反則にならず、不利になるべき者を助けている。」では、全体については、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別にみると、4段のみが近差で問題なしと回答する者が多い他は、各段について問題ありと回答した者が平均して多い。問題点サンプル「場外へ出まいとする努力がなくなっている。」では、全体については、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別にみると、7段のみが問題あり・問題なしが同数の他は、各段について問題ありと回答した者が多い。問題点サンプル「打突後場外へ出ることが多くなったため、中断が多くなった。」、「故意に場外に出ているかどうかの確かな見きわめは困難であり、結局、反則としづらいし、なりにくい。」の2題については、全体で、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多く、また段位別にみても、全段位において問題ありと回答した者の方が多い。問題点サンプル「つばぜり合いの解消のためや、有効にする意志のない引き技や、逃げるための場外への打突が増えた。」については、全体で問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多

---

12) 全日本剣道連盟試合規則第19条1号、通達一号1, 2, 3。



第⑤表 場外反則の内容変更について

質問 (1)	段位別	回答数 〔人〕	大いに 思	ややそ う思	ふつう	あまり 思わ	全く思 わ
1. 反則の基準に 個人差があ る。	7段以上	8(8)	0	2	3	2	1
	6段	12(12)	0	5	4	3	0
	5段	21(21)	7	7	3	4	0
	4段	20(20)	3	4	7	5	1
	3段以下	39(39)	5	15	12	3	4
	全 体	100(100)	15(15)	33(33)	29(29)	17(17)	6(6)
2. 正しい体あたりで場外へ出ても反則にならず、不利になるべき者を助けている。	7段以上	8(8)	0	4	2	1	1
	6段	12(12)	3	4	3	2	0
	5段	21(21)	6	7	2	6	0
	4段	20(20)	1	5	7	7	0
	3段以下	39(39)	1	17	15	4	2
	全 体	100(100)	11(11)	37(37)	29(29)	20(20)	3(3)
3. 場外へ出まいとする努力がなくなっている。	7段以上	8(8)	0	4	0	2	2
	6段	12(12)	4	3	1	3	1
	5段	20(21)	3	11	3	3	0
	4段	20(21)	2	6	11	1	0
	3段以下	37(38)	7	11	12	4	3
	全 体	97(100)	16(16)	35(36)	27(28)	13(13)	6(6)
4. 打突後、場外へ出ることが多くなったため、中断が多くなった。	7段以上	8(8)	2	3	2	0	1
	6段	12(12)	1	7	1	3	0
	5段	21(21)	3	7	7	3	1
	4段	20(20)	2	7	9	2	0
	3段以下	38(38)	4	8	17	5	4
	全 体	99(100)	12(12)	32(32)	36(36)	13(13)	6(6)
5. 故意に場外に出ているかどうかの確かな見きわめは困難であり、結局反則としづらいし、なりにくい。	7段以上	8(8)	2	4	1	0	1
	6段	12(12)	4	5	0	3	0
	5段	21(21)	6	9	1	4	1
	4段	20(20)	0	8	7	5	0
	3段以下	39(39)	6	15	9	8	1
	全 体	100(100)	18(18)	41(41)	18(18)	20(20)	3(3)
6. つばぜり合いの解消のためや、有効にする意志のない引き技や逃げるための場外への打突が増えた。	7段以上	8(8)	1	4	2	0	1
	6段	12(12)	1	5	3	3	0
	5段	21(21)	3	8	2	6	2
	4段	20(20)	1	5	7	6	1
	3段以下	38(38)	7	10	11	7	3
	全 体	99(100)	13(13)	32(32)	25(25)	22(22)	7(7)
問題点サンプル全体		595(100)	85(14)	210(35)	164(28)	105(18)	31(5)
質問 (3)	段位別	回答数 〔人〕	反 対	どちらか といえ ば反 対	どちらと もいえ ない	どちらか とい えば賛 成	賛 成
この改正に賛成の 立場か反対の立場 か教えてください。	7段以上	8(8)	0	3	0	4	1
	6段	12(12)	4	2	3	3	0
	5段	20(21)	3	6	6	3	2
	4段	18(19)	0	6	10	1	1
	3段以下	39(40)	0	10	22	2	5
	全 体	97(100)	7(7)	27(28)	41(42)	13(13)	9(9)

( ) は%を示し、小数第1位四捨五入

い。段位別では、4段が近差で問題なしと回答した者が多い他は、各段で問題ありと回答した者が多い。以上の6つの問題点のサンプル全体をみると、この改正について、問題点ありの傾向（2.2倍）が強く、改正の賛否についても、反対の立場の者が賛成の立場の者より多い結果（1.5倍）を得た。段位別にみても、7段以上においては賛成の立場の者が多いが、その他の段位においては反対の立場の者が多い。

この改正理由は積極的な試合運びに主眼をおいているのであるが、集計結果によれば、試合態度の問題点、正しい体あたりの有効性の問題、また進行上の問題、そして審判判断上の問題がでてきたということになる。加えて、賛否の立場において反対意見が多いということは、主眼と問題点との比較において主旨貫徹の代償が大きい改正事項とも考えられる。多いに研究余地のあるところといえそうである。

#### (5) つばぜり合い

第⑥表は、長いつばぜり合いを注意とし、2回で反則という改正<sup>13)</sup>について示したものである。問題点サンプル「打突の意志の有無、時間判断にばらつきがある。」についてみると、全体では、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別においてもすべての段位について、問題ありと回答したの方が非常に高い割合が多い。全体でも高い割合となっている。大いに注目すべき点といえそうである。問題点サンプル「20秒は長すぎる。」については、全体で、ふつうと回答する中間の意見が約半数を占め、問題の有無の両方がほぼ残りを分けるという結果を示した。段位別にみても、6段、3段以下では問題あり、5段、4段では問題なしと、それぞれ回答する者が多く、7段では有無の回答数が同じであった。問題点サンプル「先取点者が悪用しやすい。」「一方が故意に長びかせているかどうかの確かな見きわめには難しいところがある。」「注意の多くが双方になっている。」の3題については、全体で問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別にみても問題ありと回答した者が多く、とくに6段においてはすべてにおいて、圧倒的な割合で問題ありとしている。問題点サンプル「判断の多くが主審に副審が従っている。あるいは、つられやすい。」については、全体で、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別にみても、6段、5段、3段以下で問題ありと回答する者の方が多く、4段では問題なしと回答する者の方が近差で

13) 全日本剣道連盟試合規則第19条9号・第22条、審判規則第5条6号・10号タ、通達一号4。

第⑥表 つばぜり合いの注意、反則について

質 問 (1)	段位別	回答数 〔人〕	大いに 思 う	ややそ う思 う	ふつう	あまり 思わな い	全く思 わな い
1. 打突の意思の有無、時間判断にばらつきがある。	7段以上	8(8)	1	4	2	1	0
	6 段	12(12)	1	8	2	1	0
	5 段	21(21)	7	12	1	1	0
	4 段	20(20)	2	7	7	3	1
	3段以下	39(39)	7	14	13	5	0
全体	100(100)	18(18)	45(45)	25(25)	11(11)	1(1)	
2. 20秒は長すぎる。	7段以上	7(7)	1	1	3	1	1
	6 段	12(12)	2	3	3	2	2
	5 段	21(21)	1	2	12	5	1
	4 段	20(20)	0	2	12	6	0
	3段以下	39(39)	1	11	19	6	2
全体	99(100)	5(5)	19(19)	49(49)	20(20)	6(6)	
3. 先取点者が悪用しやすい。	7段以上	8(8)	1	3	2	1	1
	6 段	12(12)	1	7	1	3	0
	5 段	21(21)	0	9	4	8	0
	4 段	20(20)	0	8	8	4	0
	3段以下	39(39)	6	13	11	7	2
全体	100(100)	8(8)	40(40)	26(26)	23(23)	3(3)	
4. 一方が故意に長びかせているかどうかの確かな見きわめには難しいところがある	7段以上	8(8)	1	4	2	0	1
	6 段	12(12)	2	9	1	0	0
	5 段	21(21)	4	8	4	5	0
	4 段	20(20)	2	7	6	5	0
	3段以下	39(39)	8	14	10	5	2
全体	100(100)	17(17)	42(42)	23(23)	15(15)	3(3)	
5. 注意の多くが双方になっている。	7段以上	8(8)	1	4	1	1	1
	6 段	12(12)	7	2	3	0	0
	5 段	21(21)	3	8	6	4	0
	4 段	20(20)	4	4	8	4	0
	3段以下	39(39)	9	9	16	3	2
全体	100(100)	24(24)	27(27)	34(34)	12(12)	3(3)	
6. 判断の多くが主審に副審が従っている。あるいは、つられやすい。	7段以上	8(8)	1	2	2	2	1
	6 段	12(12)	2	4	2	3	1
	5 段	21(21)	5	11	1	3	1
	4 段	20(20)	1	6	5	7	1
	3段以下	39(39)	12	14	2	4	7
全体	100(100)	21(21)	37(37)	12(12)	19(19)	11(11)	
問題点サンプル全体		599(100)	93(16)	210(35)	169(28)	100(17)	27(5)
質 問 (3)	段位別	回答数 〔人〕	反 対	どちらか といえ ば反 対	どちらと もいえ ない	どちらか といえ ば賛 成	賛 成
この改正に賛成の立場か反対の立場か答えてください。	7段以上	8(8)	1	3	0	2	2
	6 段	12(12)	2	4	3	2	1
	5 段	21(21)	4	6	6	4	1
	4 段	18(18)	0	6	10	1	1
	3段以下	39(40)	1	5	24	3	6
全体	98(100)	8(8)	24(24)	43(44)	12(12)	11(11)	

( ) は%を示し、小数第1位四捨五入

多く、7段以上においてはその両者が同数である。以上の6つの問題点のサンプル全体をみると、この改正について問題点ありの傾向（2.4倍）が強く、改正の賛否についても反対の立場の者が賛成の立場の者より多い結果（1.4倍）を得た。その段位別では、6段・5段・4段においては反対の立場の者が多く、7段以上については、賛否、両立場において同数、3段以下になると賛成の立場の者が多い。このことは、比較的、試合者、審判者両方の立場になり得る者において反対の立場の者が多いともいえる。

以上の集計結果によれば問題点の多くが審判上のことである。その改正理由の主眼は、積極的な試合を試合者に望むところにあるが、同時に、審判者が、つばぜり合いからの技を積極的に有効判定とする感覚をもたなければ、試合者としてもうかつに技を出せない状態であるだけに、改正意図が通用しにくく半減するのではなからうか。主眼と問題点との比較においても大いに研究余地があるところといえそうである。

#### (6) 改正全体

第⑦表は改正全体について示したものである。問題点サンプル「審判の主観的要素を増長している。」についてみると、全体では、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別においては、4段で近差で問題なしと回答した者が多い他は、各段で問題ありと回答した者が多い。問題点サンプル「審判者の負担が増大し、審判の確実性という点でマイナスとなっている。」では、全体について、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別にみると、4段では近差で問題なしと回答した者が多い他は、各段位において問題ありと回答した者の方が多い。問題点サンプル「ルールが複雑となり、審判上のミスが増えた。」においては、全体で、問題ありと回答した者の方が問題なしと回答した者より多い。段位別にみると、7段以上で、問題の有無の両方が同数である他は、各段において問題ありと回答した者の方が多かった。問題点サンプル「競技者、第三者に対し、審判の明確さが欠けてきた。」においては、全体で、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別にみると、4段では問題なしと回答した者が多い他は、各段において問題ありと回答した者が多い。問題点サンプル「審判に対する競技者、第三者の満足度が減少した。」については、全体で、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。段位別においては、4段で問題なしと回答した者が多い他は、各段において問題ありと回答した者が多かった。以上の5つの問題点のサンプル全体をみると、問題ありと回答した者が問題なしと回答した者より多い。

第②表 改正全体について

質問 (1)	段位別	回答数 〔人〕	大いに 思	ややそ う思	ふつ	あまり 思わ	全く思 わ
1. 審判の主観的要素を増長している。	7段以上	8(8)	1	3	2	1	1
	6段	12(12)	4	4	4	0	0
	5段	20(20)	1	6	9	4	0
	4段	19(19)	0	3	12	4	0
	3段以下	39(40)	2	12	22	3	0
全体	98(100)	8(8)	28(29)	49(50)	12(12)	1(1)	
2. 審判者の負担が増大し、審判の確実性という点でマイナスとなっている。	7段以上	8(8)	1	3	3	0	1
	6段	12(12)	2	5	2	2	1
	5段	21(21)	5	4	7	5	0
	4段	20(20)	0	5	9	6	0
	3段以下	38(38)	3	13	17	4	1
全体	99(100)	11(11)	30(30)	38(38)	17(17)	3(3)	
3. ルールが複雑となり、審判上のミスが増えた。	7段以上	8(8)	1	3	0	3	1
	6段	11(11)	0	4	4	2	1
	5段	21(21)	4	6	5	6	0
	4段	20(20)	1	4	12	3	0
	3段以下	39(39)	3	17	11	7	1
全体	99(100)	9(9)	34(34)	32(32)	21(21)	3(3)	
4. 競技者、第三者に対し、審判の明確さが欠けてきた。	7段以上	8(8)	0	4	2	1	1
	6段	12(12)	1	5	3	2	1
	5段	21(21)	2	7	8	4	0
	4段	20(20)	0	3	8	9	0
	3段以下	39(39)	3	13	18	4	1
全体	100(100)	6(6)	32(32)	39(39)	20(20)	3(3)	
5. 審判に対する競技者、第三者の満足度が減少した。	7段以上	8(8)	1	4	1	1	1
	6段	11(11)	1	3	4	2	1
	5段	21(21)	4	3	10	4	0
	4段	20(20)	0	2	14	4	0
	3段以下	39(39)	5	9	19	3	3
全体	99(100)	11(11)	21(21)	48(48)	14(14)	5(5)	
問題点サンプル全体	495(100)	45(9)	145(29)	206(42)	84(17)	15(3)	

( ) は%を示し、小数第1位四捨五入

しかし、どちらともいえないと答えた者は、問題ありと回答した者以上であった。

本改正では、審判者にとって、有効打突以外の反則に伴う判定がかなり増えていることは、前規則と比べてみても明白である。また、その判定について、「有効打突の判定は表面的であるとするならば、反則の判定は裏面的である。したがって反則の場合はそれが自然か、作意的なものであるかの判断が多いので、判定が困難であると同時に見過されるこ

とが多い。14)と、中野範士が述べていることを考えあわせてみると、ここでみる問題点の傾向も否めないところがあるろう。

#### 4. 要約と結語

改正事項の集計結果を簡単にまとめてみると第⑧表のようになる。これでもみるように、

第⑧表 問題点の有無と改正賛否

改正事項	問題点の有無	改正賛否
判定基準	有	賛成
打突部位	無	賛成
引き揚げ	有	賛成
場外反則	有	反対
つばぜり合い	有	反対
改正全体	有	—

打突部位以外の改正事項において問題的傾向がみられた。またその多くは審判上のことである。

本改正の主眼は、競技化によって事（技）が先行しがちになっている現代剣道に対し、理を強く打ち出し、剣道の本質であるべき事理一致を唱えているところにある。したがって試合者中心の改正規則の傾向になっているのはやむをえず、もちろん審判者中心の規則は成り立たないのであるが、その主眼と問題点との比較においてはどうかであろうか。問題点の多くは審判上のことであった。審判の原則は「公正」にあることはいうまでもないが、今回の集計結果はその公正の原則を指しているのではなかろうか。剣道の勝敗が計測できないものだけに、審判の個人的主観を可能な限り切りつめるという観点にのみ立てば、有効打突に的を絞られるような規則が望ましいといえる。

このように考えてくると、今後の臨まれる方向として考えられる試合規則、審判規則は、「剣道の本質を最大限に発揮しながらも審判の原則にもとづいた規則」といえそうである。また試合以上に、剣道理念にもとづいた平素の稽古、指導を、剣道の修業にあたる者が常に心がけることが、より肝要となることはいうまでもないところであろう。

14) 中野八十二「剣道」、佐々木吉蔵他編『新版スポーツ審判ハンドブック』1979、745ページ。